

## 食品安全委員会（第1005回会合）議事概要

日 時:令和7年12月2日(火) 14:30~15:00  
場 所:食品安全委員会大会議室  
出席者:山本委員長ほか6名出席  
傍聴者:一般5名

- (1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について  
・農薬「スルホスルフロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第一専門調査会におけるものと同じ結論、「スルホスルフロンの許容一日摂取量(ADI)を0.24 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量(ARfD)は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。

- ・農薬「ペンチオピラド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件については、農薬第四専門調査会におけるものと同じ結論、「ペンチオピラドのADIを0.081 mg/kg 体重/日、ARfDを1.2 mg/kg 体重、ペンチオピラドの代謝物である1-メチル-3-トリフルオロメチル-1H-ピラゾール-4-カルボキサミドのADIを0.0024 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関(消費者庁)に通知することとなった。